

29 筑企第63号
平成29年12月1日

指名登録申請者各位

筑前町長 田頭 喜久己
(企画課コミュニティ・男女共同参画係)

指名競争入札参加資格審査申請に伴う男女共同参画推進状況報告に
ついて (お願い)

筑前町では、男女が自らを誇り、互いの性を思いやり、対等なパートナーシップを取りながら、あらゆる分野の活動に共に参画できる男女共同参画社会の実現をめざしています。

本町では平成18年4月1日に「筑前町男女共同参画推進条例」を施行し、様々な施策を推進しています。また、同条例第6条には、雇用の分野における男女の均等な機会や待遇を図るとともに、仕事と家庭を両立できる就労条件や環境の整備を進めるため、“事業者等の責務”を謳っており、その一つとして、町に指名競争入札参加資格審査申請をする場合、町の求めに応じ男女共同参画推進状況について報告するよう努めるものとしております。

『事業者等』については、同条例第2条に、町内において、公的機関、民間を問わず、かつ、営利、非営利を問わず事業や活動を行う個人及び法人その他の団体と定義しており、町内町外にかかわらず、本町に指名競争入札参加資格審査申請をされるすべての事業者の皆様が対象になります。

事業者の皆様よりご提出いただいた報告書については、今後の雇用の分野における男女共同参画の推進に反映させていきたいと考えております。また、事業者の皆様は、この報告書を作成していただくことによって、さらに男女共同参画に対する意識の向上、啓発、推進に繋がることを期待しております。ぜひ、趣旨をご理解いただき、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、「男女共同参画推進状況報告書」の回答が、競争入札の際の業者選定の要件になることはありません。回答いただいた内容は全て統計的に処理し、目的外に使用することは一切ありませんので、御社の実情をお書きください。

担当係：企画課コミュニティ・男女共同参画係
TEL 0946-42-6603 (直通)

「男女共同参画推進状況報告書」の記入及び提出上の注意

- ① 推進状況を報告していただく範囲は、申請書に記載される事業所でお願います。(〇〇支店での申請であれば、できるだけその支店の範囲に限定して記入してください。)
- ② 指名競争入札参加資格審査申請書を複数提出される場合でも、報告書の提出は1事業者につき1部で結構です。
- ③ 記入ができない項目については、未記入のままでご提出ください。
- ④ ご不明な点がございましたら、下記まで、遠慮なくお問い合わせください。

問い合わせ先：企画課コミュニティ・男女共同参画係

(TEL) 0946-42-6603

(FAX) 0946-42-2011

【参考】

筑前町男女共同参画推進条例（抜粋）

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、男女が、仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者等は、町が行う男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
- 4 事業者等は、町と工事請負等の契約を希望し、指名競争入札資格審査申請をする場合、町の求めに応じ男女共同参画推進状況について報告するよう努めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（一般事業主行動計画の策定等）

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。